

農業委員会議事日程

日 時：令和7年8月29日(金)午前10時00分

場 所：千曲市役所 301 大会議室 AB

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
8. 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議案第23号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について
10. 議案第24号 遊休農地に係る非農地判断について
11. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第4条第1項第1項第8号の規定による農業用施設への転用について
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
12. その他
 - (1) 千曲市農業振興地域整備計画総合見直しについて

〔閉 会〕

- ◎出席委員 柳澤雅仁農業委員会会長外 12 名（唐木委員欠席）
 鴫澤一義農地利用最適化推進委員外 14 名
- ◎事務局出席者 局長 滝沢資之、次長 平塚弘太、農地係 岩井佳苗、北村一樹
- ◎農林課 農村振興係主幹 永田泰彦、竹内貴弘主査
- ◎公民共創推進室 青木猛治アドバイザー、清水ひとみ主任

【 会議概要 】

滝沢局長	令和 7 年 8 月の総会を開催いたします。 はじめに「会長あいさつ」、柳澤会長お願いいたします。
柳澤会長	(会長あいさつ)
滝沢局長	(経過報告)
議 長	ここで委員の出欠等について、事務局から報告願います。
平塚次長	(出席状況の報告)
議 長	定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開会いたします。 まず、日程第 3 「会期の決定について」であります。議案の内容からして、本日 1 日で足り うと思いますので、本日 1 日と決定したいが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なし」と認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。 次に日程第 4 「議事録署名委員の指名について」であります。議長から指名するに、ご異議 ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。 6 番： <u>おおた よしひこ</u> 委員、 8 番： <u>かねはら しんじ</u> 委員の両委員をお願いいたします。
議 長	それでは、日程第 5 「議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とい たします。事務局から説明願います。
平塚次長	(説明)
議 長	説明が終わりました。それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。 (進行の声あり)
議 長	進行の声がありますので、進行いたします。質疑・意見を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 「議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」原案のとおり可決することに、 賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので「議案第 19 号」は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第 6「議案第 20 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明願います。

北村主任

(説明)

議長

説明が終わりました。質疑・意見をお受けする前に、担当委員による現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

北原推進委員

推進委員の北原です。25 日に唐木農業委員と 2 人で現地を見てまいりました。
場所は、勝徳寺の墓地の裏、更埴消防署の前の道路の際です。幅 5m ぐらいの細長い田で、元々田んぼには不向きかなという感じを受けました。
現在、荒廃農地となっていました。申請者の森さんの要望で自家用の駐車場がなくて困っているということで駐車場にしたいという申請です。要望の通り、認めて良いのではないかと判断いたしました。以上です。

議長

北原推進員さんからの報告が終わりました。質疑、意見を一括してお受けいたします。
何かございますか。

(進行の声あり)

議長

はい。それでは進行いたします。質疑・意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。「議案第 20 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 7「議案第 21 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について」議題といたします。事務局から説明願います。

北村主任

(説明)

議長

説明が終わりました。質疑・意見をお受けする前に、担当委員による現地確認の結果、意見等の報告をお願いします。

9 番滝沢委員

9 番滝沢です。1 番案件について 22 日に中島農業委員、齊間推進委員とで現地確認を行いました。
1 番案件と 2 番案件は隣接しており、関連がありますので一緒に報告させていただきます。
両案件の申請地は、しなの鉄道戸倉駅より南東に 100m ほどのところにある雑種地で、令和元年 6 月に当初計画者が住宅敷地として転用許可を受け、所有権移転したもので、また 2 番案件は 1 番案件の計画者が代表を務める会社がペット同伴型カフェ及び宿泊施設として令和元年 7 月に転用許可を受け、所有権移転をしたものですが、地元説明会を開いたが、合意形成を得られず、1 番 2 番案件とも工事は中止となっていました。
今回、再生可能エネルギーの普及ということで、畜電所施設を設置したいとのこと、計画転用社の変更及び事業計画の変更を申請してきたもので、許可後の計画変更の問題はないと思います。以上です。

議 長	<p>それでは質疑・意見を一括してお受けいたします。何かございませんか。意見がありませんので進行いたします。質疑・意見を終結し採決いたします。お諮りします。「議案第 21 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について」原案のとおり可決するに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので原案のとおり可決されました。続いて、日程第 8「議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
北村主任	(説明)
議 長	<p>質疑・意見をお受けする前に、担当委員による現地確認の結果、意見等の報告をお願いいたします。</p>
北原推進委員	<p>ご報告いたします。1 番と 2 番についてです。</p> <p>1 番の案件についてですが、場所は千曲自動車学校のすぐ東側になります。所有者山崎さんですがかなり高齢で農作業ができないということで、現在荒地というか、休耕地になっております。</p> <p>譲渡先が千曲自動車学校ということですが、学校の駐車スペースが少なく、困っているということでございます。近隣の方に迷惑をかけるわけにはいかないので駐車場として活用したという要望でした。</p> <p>現地の様子を見まして、西側に農地が一つありますが基礎はコンクリートを打って土留めをして、お互いの関係が悪化しないように処理をするということですので、認めてよしいのではないかと判断いたしました。以上です。</p>
2 番中島委員	<p>次に、2 番の新田の案件についてご報告いたします。</p> <p>場所は、新田の伊勢社の南西側になります。周りを小林製作所、それからコトブキ通商の工場あと駐車場のコンクリートの土留め。それから宮本製作所の工場というように全体が囲まれております。</p> <p>現在、耕作されておりますが、宮本製作所の方で事業拡大についてどうしても工場が新たに必要だということで建てたいという要望です。周りが全部コンクリートそのほか建物で囲われておりまして、近隣の農地というものはありません。そのような状況ですので、工場造成ということで、問題無いと判断いたしました。以上です。</p> <p>2 番の中島です。</p> <p>25 日に櫻井委員と瀬下推進員と 3 名で現地確認をしてきましたのでご報告いたします。</p> <p>3 番案件ですけれども、場所は屋代高校前駅駐輪場より東に 100m ぐらい入った畑で、現状は耕作されておりませんでした。</p> <p>転用の目的は、整骨院の経営を行うために、整骨院兼住宅の建設を予定しているものです。</p> <p>隣接農地に接する場所には土留め等を施工し、周辺への土砂の流出防止対策がとられる計画であり、雨水の処理は敷地内に雨水枡を設置し、全量敷地内浸透にて対応、汚水の排水方法は、敷地前の道路の公共下水道本管に接続し排出するため、農業用水施設への影響はないものと判断します。隣接耕作者 2 名の同意も得られておりますので、特別問題はないかと思われま</p> <p>続きまして、第 4 番案件ですが、場所は、屋代中学校前信号機から北側の市道を西に 200m 入った農地でございます。</p>

これは住宅の分譲を目的としたもので、図面で行きますと 11 区画分の分譲の予定となっております。申請地の北側は市道 4062 号線、西側は市道 4070 号線、南側は市道 4060 号線に接しており、東側は宅地となっております。隣接耕作者の同意を得ております。のり面保護の概要ですけれども、市道との境界線には地先境界ブロックを施行し、各分譲区画間はコンクリートの擁壁を施工し、土壌流出を防止することになっております。雨水は申請地内に浸透施設を設け、雨水は宅地内処理、汚水は北側及び西側市道埋設の公共下水道に接続し排出します。この件は関係部署との調整済みであり、問題ないかと思えます。申請地に隣接する既存の用水路はありませんので、特に問題ないかと思えます。なお、この申請書には顛末書が添付されておりまして、この内容といえますのは、この農地の南西一角に軽鉄骨トタン葺きの農業用倉庫一棟があり、52.44 平米の倉庫が建っていますが、本倉庫の設置届がなされていないことが判明しました。農業用施設用地としての転用は、その面積が 200 平米未満であれば許可ではなく農業委員会への届出が必要となる訳ですが、これがなされていなかった訳でございます。添付されております経緯説明書兼顛末書によりますと、40 年ほど前に当時健在であった名義人の祖父がトラクターから軽トラック、田植機、農業用資材を保管するために建設したもので、ございます。この点、農業用途にあっても農地を農地以外の用途で利用する場合には手続きが必要であることを、祖父は認識を欠いていたのではないかと考えられます。また、譲受人であります相続人ですけれども、こちらの方もそういった認識を欠いておりましたという内容です。今後は同様の事態が発生しないように十分注意を払うことを確約しますので、本件につきましては、寛大なお取り計らいをいただきますようお願いを申し上げますと結ばれております。この点、相続以前の案件であり、農業にくみするものでありますので、顛末書も提出されておりますことから容認したいと考えておりますが、ご意見を伺いたいと思えます。以上です。

14 番半田委員

14 番半田です。

先日、担当農業委員と推進委員で現地調査を行いましたのでご報告いたします。

場所につきましては、屋代公民館雨宮分館より北へ約 200m にある農地で、住宅の新築を目的とした申請です。

東側及び西側は田、南側は住宅、北は用悪水路。その北には長野電鉄河東線跡地になっております。隣接耕作者には住宅建設会社担当者より説明済みで同意をもらっております。

被害防除処置として、転用地から土砂の流出崩壊しないように対応する。

雨水の排水方法は、雨水排水柵を設置し、全量敷地内浸透で対応し、農業用排水に影響を与えないようにする。周辺農地の日照等支障を及ぼさないよう法令及び条例を遵守し、汚水及び用排水の排水方法は、公共下水道本管に接続し対応するとなっております。

また、この土地の地目は田ですが、先代の方が農地転用許可申請なく、砂利を搬入し、埋め立てて、畑農業用倉庫駐車場として使用し相続人である申請者はこの事実を、今日に至るまで知らなくて、今回、行政書士より指摘され調査確認をしております。

今後このようなことが無いよう、法令を遵守し、再発防止を徹底するよう顛末書が添付されておりました。

現状の状態に問題がある訳ですが、判断の基準がないため、今回は事務局と打ち合わせし、問題なしと判断をいたしました。

事務局への要望としましては、このような事例が今後も発生すると思われまますので、市内各地区で判断のばらつきをなくすためにも、ある程度の基準を設定していただくよう要望いたします。以上です。

6 番大田委員

6 番太田と申します。

8 月 23 日に大島農業委員と 2 人で現地確認を行ってきましたので報告いたします。

場所につきましては、八幡の大雲寺から東へ 300m ほどにある農地で、長野のアパートに住む息

子さんがお父さん農地に家を新築したいという申請です。
この場所は、南側が市道になっています。東側は宅地で自動車の販売修理工場があります。
西側は当人の畑になっていまして。北側には 2 件に係る畑がありますけれども、両耕作者の同意を得ているところです。
新築にあたりまして、雨水は地下浸透。それから下水は公共下水道への流入の計画であって、特段問題はないと思われまます。以上です。

10 番本道委員

10 番本道です。
推進委員さんと現地確認してきましたので報告します。
前回の羽尾第 9 分団、消防器具置き場より 100m ほどの道沿いの畑に新築を建てたい案件について、造成工事の処置についてコンクリート留め壁を設け掘削面にはシート等で覆面し、法面崩れるのを防ぐということになりましたので、問題ないと思います。
次に、仙石公民館から東へ 300m ほど道沿いに進んだ農地に、住宅の新築を目的とした申請です。その畑も傾斜かなり見られるため、造成についての説明いただきたく、見送りとします。
以上です。

9 番滝沢委員

9 番滝沢です。
9 番案件についてですが、過日の現地確認を行いましたので報告いたします。
先の議案 21 号で報告いたしましたが、申請地は、しなの鉄道戸倉駅の南東 100m ほどのところの現状雑種地で、東側はしなの鉄道の引込み線、北側は農地。南側は農地と道路、西側は用悪水路を挟んだ道路でエネルギーの地産地消を推進し、地域のエネルギー自給率向上を目的としたいという蓄電所施設を設置したいという計画です。
土地の選定理由として、電力会社との系統連携が可能であること。周辺に民家が極力少ないこととしており、現況とほぼ合っていると思われまます。
計画地は平地のため、整地のみで盛土の作業はなく、雨水は自然浸透、排水は雨水のみで、汚水の発生はございません。
また、隣接耕作者 3 名の同意も得ており、地元地区の説明会においても反対はなく、問題はないと思います。以上です。

4 番中島委員

4 番中島です。
22 日に関係農業委員と推進委員で現地調査をした結果を報告いたします。
10 番案件ですが、場所につきましては、五加保育園の東方向である千曲線沿い約 60m にある宅地化が進む田です。隣接する既存の駐車場を拡張して、不足している駐車場を取得する申請です。申請地の北側は宅地、東側は市道、西側は水路を挟んで千曲線、南側は従業員駐車場です。直接農地と接する部分はありませんが、東・北・西側と接する場所には段差が生じるので、コンクリート土留めを施工し周辺への土砂等の流出を防止し、雨水は地下浸透。西側の水路に影響が出る造成工事は行わないため、問題無いかと思われまます。

11 番案件です。
こちらの場所につきましては、五加保育園の西方にある駐車場で。西方に 10m ぐらいいった宅地化が進む田です。五加保育園の増築工事に伴い現場事務所及び駐車場として一時転用する申請です。申請地の北側は市道、東側は駐車場、南側は田、西側は宅地です。
現場事務所と駐車場として利用する場所には必要箇所に敷き鉄板を敷設して借地の北側 3 分の 2 を市用におさめるため問題無いかと思われまます。

続いて、12 番案件です。
こちらは千曲線のあおぞら整形外科クリニックの西方約 140m にある宅地化が進む地域にある畑に、現在、当事者間で賃貸契約を結んでいる隣接する既存の駐車場と併せて一体として不足

している駐車場を取得する申請です。
当該畑は東西南北を宅地に囲まれているため問題無いかと思ます。以上です。

8 番金原委員

8 番の金原です。
13 番案件ですが、上山田温泉四丁目に昔ありました社会福祉協議会の跡地を利用して、クスのアオキさんのドラックストア建設に関する申請です。
場所は、上山田文化会館を南下しまして、パン屋さん、イタリアン料理店、コンビニエンスストアのある道路の反対側に面した敷地です。
そこに農地がありまして、周りは空き地に囲まれておりまして、周りに農地はありません。
東側に堤防道路がありまして、問題ないと思ます。
雨水については貯留槽を設置しまして、敷地内に浸透処理。汚水は公共下水道に接続となっておりますので問題は無いかと思ます。以上です。

議 長

全ての報告が終わりました。それでは質疑、意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

8 番案件が継続だということで 8 番を除いて、1 番から 7 番と 9 番から 13 番までの採決をいたします。原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。
8 番案件につきましてはご意見ございますか。無いようですので継続ということにいたします。
続きまして、日程第 9「議案第 23 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。

平塚次長

(説明)

議 長

説明が終わりましたが、議案の中に出席議員に関する議案がありますので、はじめに該当の 25 番案件を審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定になり、山崎良一農業委員の退席を求めます。

(山崎農業委員退席)

議 長

それでは、25 番目案件について、質疑・意見をお受けいたします。何かございますか。

(進行の声あり)

議 長

質疑・意見を終結し採決いたします。
「議案第 23 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」の 25 番案件は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 23 号、25 番案件は原案のとおり可決されました。
ここで、議事参与の制限を解きます。

(山崎委員入室)

議長

それでは1番から24番、26番から28番の案件について質疑・意見をお受けいたします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がありましたので、質疑・意見を終結し採決いたします。

「議案第23号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について」、1番から24番、26番から28番の案件は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第10、「議案第24号 遊休農地に係る非農地判断について」を議題といたします。事務局から説明願います。

平塚次長

(説明)

議長

説明が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長

質疑・意見を終結し採決いたします。

「議案第24号 遊休農地に係る非農地判断について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て終了となります。

続いて、日程第11 報告事業について事務局から説明願います。

<報告事項>

平塚次長

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

北村主任

(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について

平塚次長

(3) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について

<その他>

岩井主任

農地パトロールの日程変更について

農林課

千曲市農業振興地域整備計画総合見直しについて

公民共創推進室

議長

本日の日程は全て終了しました。これで8月の総会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

[閉会] 午前11時20分